

山形県行財政改革大綱

《平成16年3月策定》

山 形 県

はじめに

「明日の山形をつくる行財政システム推進懇話会」の提言を尊重するとともに、県議会における議論やパブリック・コメントなどによる県民の皆さんのご意見を踏まえ、新しい「行財政改革大綱」を策定いたしました。

この大綱は、平成16年度から平成18年度までの3カ年を推進期間としています。大綱の中にはさらに中期的に取り組んでいかなければならないものも含まれていますが、取り上げた課題については、県庁一丸となって取り組み、着実に成果をあげてまいります。

今日、我が国においては、地方分権（主権）への流れの強まり、本格的な少子・高齢時代の到来、脱デフレ経済への模索、そして国・地方を通じた危機的な財政状況など、社会経済全般に影響を及ぼすような構造的な変化が進行しています。いち早く変化を読み取り、迅速かつ的確に対応していくことが、「地域の自立・県の自立」のために重要であり、ひいては「明日の活力ある山形」の実現に繋がっていくこととなります。

そのためには、まずは県庁が変わる必要があります。県職員一人ひとりの意識を改め、いわゆる「お役所仕事」からの脱却を図るとともに、限られた行財政資源を有効に活用しながら、県民の視点に立った成果志向の行財政運営を徹底していかなければなりません。

また、県民の皆さんと情報を共有し、共に活動し、その成果と喜びを分かち合うということを大切にしていきたいと考えています。県内の全ての構成主体がそれぞれの立場（役割と分担）で自立的に活動し、あるいは協働していくことが、「21世紀の山形の力」となると確信しています。

県としては、この大綱に基づき、明日の活力ある山形をしっかりと支えることのできる行財政システムの確立に努力していきますので、県民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

平成16年3月

山形県知事 高橋和雄

目 次

第1	新たな行財政改革の背景	1
第2	新たな行財政改革の基本的な考え方	3
1	山形県の目指す方向と県の役割	3
2	行財政改革の目標と視点	4
3	改革の推進期間と推進体制	6
第3	県民の信頼に応え、成果を志向する行政運営システムの確立	8
1	戦略的な行政施策の展開	8
	(1) 施策の体系化と「選択と集中」の行政運営	
	(2) 組織目標の設定と責任ある実施	
	(3) 施策体系に基づく一連の行政評価システム	
2	県民とともに歩む行政運営	11
	(1) 積極的な情報の提供	
	(2) 情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運営	
	(3) 県民参加の促進	
	(4) 県民の立場に立った行政サービスの提供	
3	公正で簡素・効率的な行政執行の仕組みづくり	14
	(1) 県民負担の軽減と簡素・効率化に向けた業務の見直し	
	(2) 電子県庁の推進	
	(3) 入札制度、契約事務の改善	
	(4) 環境負荷の低減	
第4	活力ある県づくりのための公民協働の推進	18
1	NPO等との協働	18
2	社会資本整備における民間活力の活用	19
3	民間委託の推進	19
4	公の施設の管理	20
5	公社等の見直し	21
6	公益法人の見直し	22
7	市町村との役割分担と連携	22

第5	地域の自立を支える確かな行財政基盤の確立	24
1	財政の健全化	24
(1)	財政健全化の推進	
(2)	公共工事コスト構造改革	
(3)	新しい財務会計システムの構築	
(4)	病院事業における経営健全化の推進	
(5)	企業局における経営改善の推進	
2	人事・組織定数の見直し等	28
(1)	人材の活用と働きやすい職場づくり	
(2)	定員管理の適正化	
(3)	組織機構の見直し	
(4)	独立行政法人化の検討	
(5)	審議会等の見直し	
(6)	新しい給与制度の検討	
第6	県民とともに歩む新しい県庁文化の創造	36
1	職員の意識改革	36
2	人材育成・能力開発	37
別表		
	公社等の取組課題一覧	39
参考資料		
	山形県財政の中期展望(平成16年2月)	41
	山形県行財政改革推進本部設置要綱	47

第1 新たな行財政改革の背景

本県では、これまで平成7年、10年そして13年と3次にわたり、行財政改革大綱を策定し、「地域の自立、県の自立」を目指して様々な行財政改革の取組みを推進してきました。その結果、行政評価システムの導入、本庁組織の簡素化や総合支庁の設置など組織機構の見直し、財政健全化の各種取組みなど多くの成果をあげることができました。

しかし、本県を巡る社会経済情勢は大きく変化してきており、これにどのように対応していくかが大きな課題となっています。

課題1 行財政システム再構築への要請

本県財政は県債残高の増嵩や税収の落ち込みなどにより危機的な状況にあります。これを改善していくためには、まずは県内各分野において新しい価値創造に向けた取組み、特に新しい産業おこしや雇用づくりが活発に行われ、そのことが県財政にも反映されていくという良い循環、すなわち地域起点の経済が創り出されていかなければなりません。そのためにも、限られた財源を効果的に振り向けるよう施策の選択と集中を徹底させるとともに、その成果が県民に見えるような仕組みづくりを進め、効率的で県民本位の行財政システムを確立していくことが必要になっています。

課題2 地方分権への確かな歩み

地方分権については、機関委任事務の廃止など国と地方の関係の見直し、さらには「三位一体の改革」^(注)が進められています。しかし、地方交付税のあり方など「三位一体の改革」については不透明な部分も多く、地方財政の充実・安定という視点から国に対して強く意見を述べていく必要があります。

地方のことは地方自らが決めて実行していくという真の地方分権を実現していくためには、国に依存した行財政運営に限界があることを認識し、自主財源の重要性を踏まえた責任ある施策の選択とより効率的な行財政運営を行っていくことが今後ま

(注): 地方分権に向けて、国庫補助負担金の廃止・縮減等、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しの3つを一体的に進める改革

ますます重要になっていきます。

課題3 生活者起点の行政

より望ましい地域社会の構築のためには、地域を構成する様々な主体が協力して取り組みを進めていくことが重要であるという認識が定着しつつあります。また、行政主導で物事を決めていくという従来型のやり方ではなく、県民と同じ視点に立った「生活者起点の行政」、「現場主義の行政」が求められています。

県行政の守備範囲の見直しを行うとともに、県民との協働の仕組みづくりを進める必要がありますし、県民が適切な判断を行うことができるよう県行政の透明性を高めていくことが大切になっています。

課題4 地域社会の変貌

少子・高齢化の進展と人口の減少は地域社会や経済に様々な影響を及ぼし、地域全体の活力を低下させていく恐れがあることから、県をあげて地域活性化に向けた取り組みを進めていく必要があります。その場合、「地産地消」の考え方に見られるような地域の人・モノの活用、すなわち県民自らが地域を支えるという視点を大切にしてい

くことが求められます。

一方、本県における社会資本の整備は着実に進められています。高速道路の整備などの課題については今後とも積極的に取り組んでいく必要がありますが、これまで整備されてきたものをどのように利活用して地域の活性化に結び付けていくかという視点が極めて重要になっています。

この行財政改革大綱では、これらの課題に的確に対応し、より効率的で効果的な行財政運営を進めていくための具体的な道筋を示しています。希望と揺るぎない信念を持って、また、県民の理解と協力を得ながら、行財政改革の取り組みを着実に進めていくことが、「明日の活力ある山形県」の創造を実現します。

第2 新たな行財政改革の基本的な考え方

1 山形県の目指す方向と県の役割

自立した地域・自立した山形県は、県行政のみで実現できるものではなく、国や市町村はもちろんのこと、民間企業やNPOなど各種団体をはじめ、多くの県民の方々にパートナーとして参加してもらわなければなりません。各主体が県づくりの目標を共有し、その目標に向けて、それぞれが責任と役割を主体的に分担し、また、相互に協力し合い、取組みの成果を皆で分かち合うという新しい関係づくりが重要になります。

県としては、このような考え方に立って、県民の皆さんに県の目指す方向と県民の役割や責任について問いかけ、また、県は何をなすべきで何ができるのか再確認しながら、新しい行財政システムの確立に向けて積極的な取組みを進めていきます。

山形県の目指す方向

産業・文化など様々な分野において、多様な主体によって新たな価値が日々創造されていく元気のある山形県

県民、NPO、民間企業・団体、市町村・国、県それぞれがそれぞれに十分な働き（自立）ができ、連携・協働しながら県全体として能力が最大限に発揮していける山形県

いつでも、どこでも、誰にとっても、安全・安心・快適な山形県

県の役割

県民との信頼関係を基本として、施策の選択と集中の徹底により限られた行財政資源を有効かつ効果的に活用し、地域社会・経済の活性化を先導する。

県も地域社会の構成員の一員として、県民、NPO、民間企業・団体、

市町村・国との連携を強めるとともに、各主体の能力が最大限に発揮できる環境整備と支援を行う。

簡素で効率的な行政システムと健全な財政構造を構築し、安全・安心・快適な県民生活を支える質の高い行政サービスを提供する。

2 行財政改革の目標と視点

(1) 改革の目標

「明日の活力ある山形県を創造する 持続可能な行財政システムの確立」

行財政改革は、現在の危機的な財政状況を克服し、山形県の発展、県民の幸せを継続的に追求していくことのできる行財政システムの確立を目指していくものです。

(2) 改革の視点

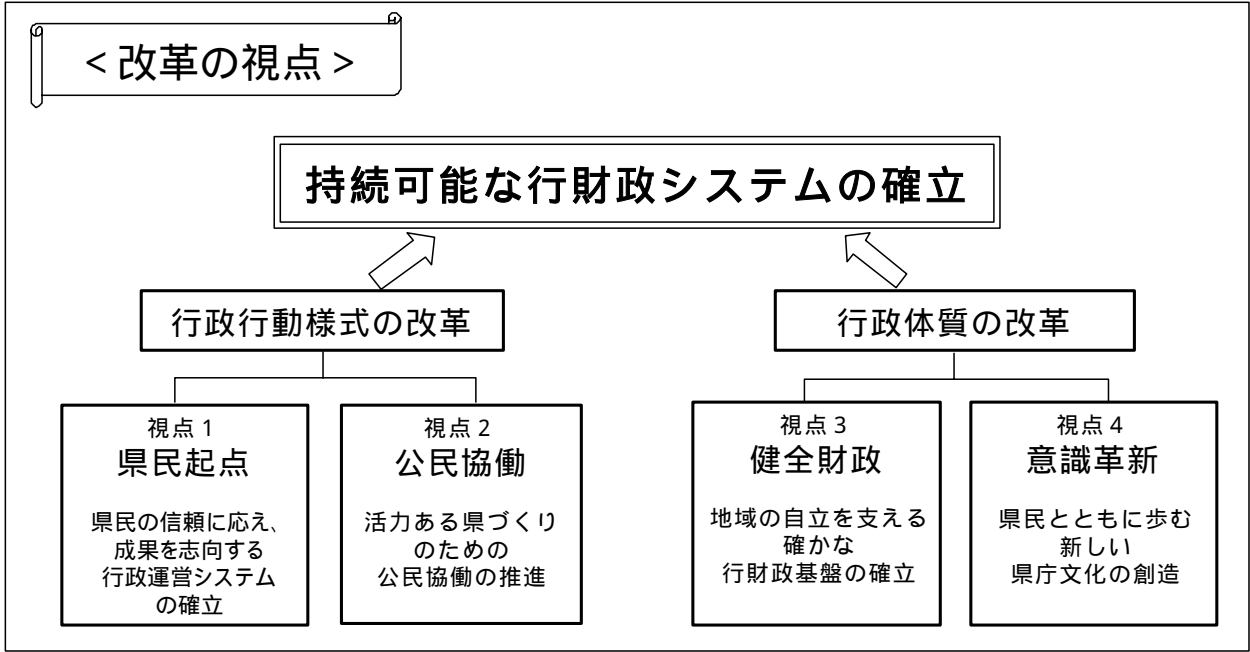
視点1 県民の信頼に応え、成果を志向する行政運営システムの確立

「明日の活力ある山形県」づくりのための取組みは、県民と県行政の信頼関係が基本となります。しっかりした信頼関係を構築・維持していくためには、県民の視点からどのような方向で施策展開をしていくべきか、また、その施策展開の成果は県民にとってどうであるのかということ意識した行政運営が求められます。そして、それらの情報を県民に対して提供・公開していくことが重要になってきます。

また、県民ニーズへの迅速な対応と効率的な事務処理を推進していくため、仕事のやり方について全般的な見直しを進めていく必要があります。

視点2 活力ある県づくりのための公民協働の推進

「明日の活力ある山形県」づくりは、県だけで進めることはできません。県民、NPO、民間企業・団体、市町村・国といった地域社会の構成員それ



それぞれの役割を明確にさせながら、一緒になって取組みを進めていくことのできる仕組みづくりを進めていく必要があります。また、これまで県行政の守備範囲としてきた分野についても、市町村が担った方が良いものはないのか、NPOなど民間の力を活かした方が効率的・効果的なものはないのか、県民本位の行政という視点から徹底した見直しが求められます。

視点3 地域の自立を支える確かな行財政基盤の確立

県が県民の負託に応えていくには、持続可能なしっかりした行財政基盤を確立しなければなりません。そのためには、さらなる事務事業の見直しなど財政健全化に向けた取組みを強化するとともに、地域社会・経済の活性化の視点から施策の選択と集中を図っていく必要があります。また、県の組織機構や定員についても、県民ニーズに的確かつ効率的に対応するにはどうあるべきかを検討し、引き続き見直しを進めることが求められます。

視点4 県民とともに歩む新しい県庁文化の創造

地方分権の時代にふさわしい県行財政運営がなされるかどうかは、最終的には県職員個々人に負うところが大きいと言えます。現在の厳しい情勢を踏まえ、職員一人ひとりが目標を明確にし、それに向けて使命感を持って、考

え、実行していかなければなりません。特に組織をマネジメントする立場にある職員については、そのリーダーシップが施策の成果を左右するという点を強く認識する必要があります。このような脱「お役所仕事」とも言うべき、新しい県庁文化の創造に向けて、職員の意識改革と能力開発に積極的に取り組んでいくことが求められます。

3 改革の推進期間と推進体制

(1) 改革の推進期間

この大綱の推進期間は、平成16年度から平成18年度までとし、第3以降に掲げる取組課題については、平成19年4月1日までに実現を目指していきます。なお、中長期的な取組課題については、推進期間終了後においても、この大綱の基本的な考え方を踏まえて、継続的に取組みを進めます。

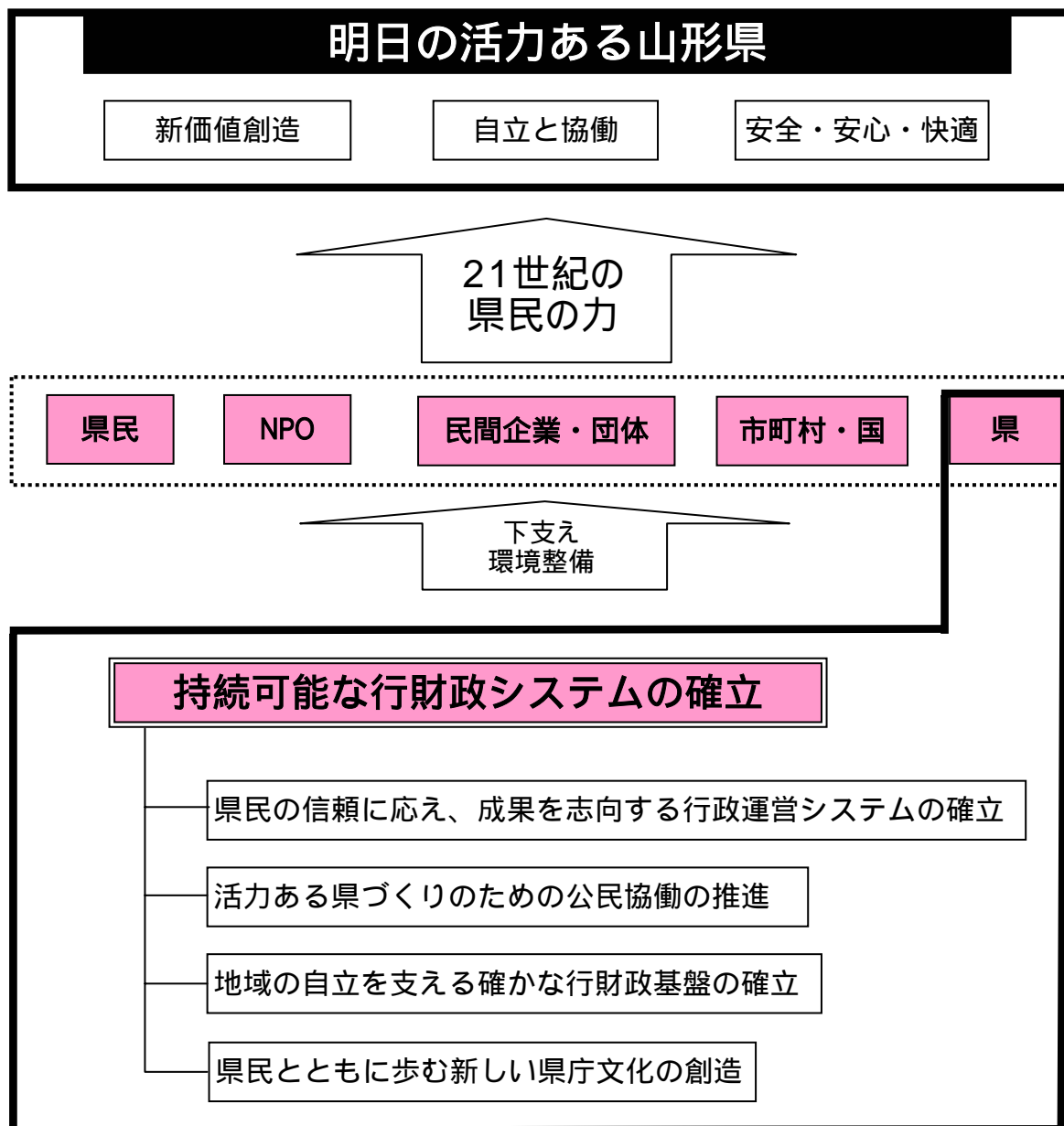
(2) 改革の推進体制

知事を本部長とした「山形県行財政改革推進本部」が中心となって、全庁体制で、この行財政改革を着実に推進します。

また、県民の理解と協力を得ながら改革を推進するため、改革の推進状況や県の財政状況等については、県のホームページや「県民のあゆみ」などの広報媒体を活用して県民に定期的に公表します。

さらに、行財政改革の進行管理に当たっては、県議会や「明日の山形をつくる行財政システム推進懇話会」等の意見を踏まえるとともに、各種広聴制度を活用して広く県民の声を反映させます。

行財政改革大綱の基本的な考え方(イメージ)



第3 県民の信頼に応え、成果を志向する行政運営システムの確立

【基本的な考え方】

県民の視点に立って重点分野・重点施策を明確にし、これらに対して限られた行財政資源を効率的・効果的に集中して、最大限の成果をあげる行政運営を行います。

そのため、県の組織として、また職員個人として、施策の目的や成果の具体的目標を明らかにし、その達成に向けた使命感を持ちながら施策を推進します。そして、得られた成果については、県民にもその内容を問いかけながら総合的な行政評価システム等を活用して効果的に評価し、さらに次の戦略につなげていくというマネジメント・サイクルの定着を図ります。

また、こうした施策の方針や成果を県民に周知し、県民の信頼と理解をベースにした行政運営に努めます。そのためにも、県政情報の提供と公開を積極的に行い、県政に対する県民参加を促進するとともに、ITを積極的に活用するなどして、県民サービスの向上を図ります。さらに、透明・公正でかつ効率的な行政運営ができるよう、業務全般について見直しを行います。

1 戦略的な行政施策の展開

(1) 施策の体系化と「選択と集中」の行政運営

施策の体系化

次期総合計画においては、政策目標と施策、施策と主要事業の関係を明確にして、計画に位置付ける施策の体系化を図るとともに、それらを基礎として、計画の効率的・効果的な実行のための政策評価システムを本格的に導入します。

施策の選択と集中

- ・ 次期総合計画は、時代の変化のテンポの速まりや財政制約の高まりなどの情勢変化を踏まえて、施策の選択と集中や県民のニーズに即した機動的かつ柔軟な施策、事業等の対応が可能となるような構成と内容を目指します。
- ・ 毎年、政策評価の結果を踏まえて、主要事業の設定や内容を点検するなど、その時々における緊急性や重要性の高い施策分野を見極め、機動的に対応できるよう進行管理を図ります。

取組項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
次期総合計画での施策の体系化、選択と集中		→			
次期総合計画の進行管理			→	→	→

(2) 組織目標の設定と責任ある実施

組織目標の設定と進行管理

- ・ 各部局長や各所属長が当該年度の組織目標を設定するとともに、その達成水準を確認しながら業務に取り組みます。
- ・ 所属長の上位の管理者は、所属長の指導を通し組織目標に係る取組みの進行管理を行うなど、目標の設定や達成水準の検証等を行います。
- ・ 県民生活に関わる政策や事務事業などに係る組織目標及びその達成水準について公表します。

管理職のリーダーシップとマネジメント力の涵養と発揮

- ・ 設定された組織目標について、所属長が個々の職員にわかりやすく説明し、仕事の取組みの達成水準を確認しながら、具体的な業務のやり方の指示や指導、相談などを行うことにより、所属長はリーダーシップを発揮し適切な業務執行に努めるとともに、部下職員の育成・指導に努めます。
- ・ 上位の管理者は所属長に対し結果を確認しながら助言、指導等を行うことにより、所属長のリーダーシップとマネジメント力の向上に努めます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
組織目標の設定と進行管理					→
管理職のリーダーシップとマネジメントの発揮				→

(3) 施策体系に基づく一連の行政評価システム

現在、本県で実施している政策評価、事務事業評価、公共事業評価の各行政評価システムについて、政策や施策の目的及びこれを実現する手段としての事務事業や公共事業の位置付けを明確にしながら、一連の行政評価システムとして機能するよう改善します。そして、Plan（企画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（見直し）のマネジメント・サイクルの定着を図ります。

また、政策評価、事務事業評価、公共事業評価の結果は公表します。

政策評価システム

平成14年度から試行を開始した政策評価システムについては、試行を通じて評価手法をより良いものに高めます。また、次期総合計画においては、政策目標と施策、施策と主要事業の関係が明確な施策体系の構築を図り、これらの政策等を対象に政策評価システムを本格的に導入します。

事務事業評価システム

- ・ 体系化された施策と政策評価を踏まえ、コストと成果をより重視した事務事業の評価手法を検討します。
- ・ これまで行ってきた事前評価（予算編成時に実施）及び事後評価（前年度実績について年度前半に実施し、次の事前評価に反映）に加え、実際に事業に着手する時点での状況の変化や地域の実情等に柔軟に対応した効率的・効果的な事業執行を図るため、事業

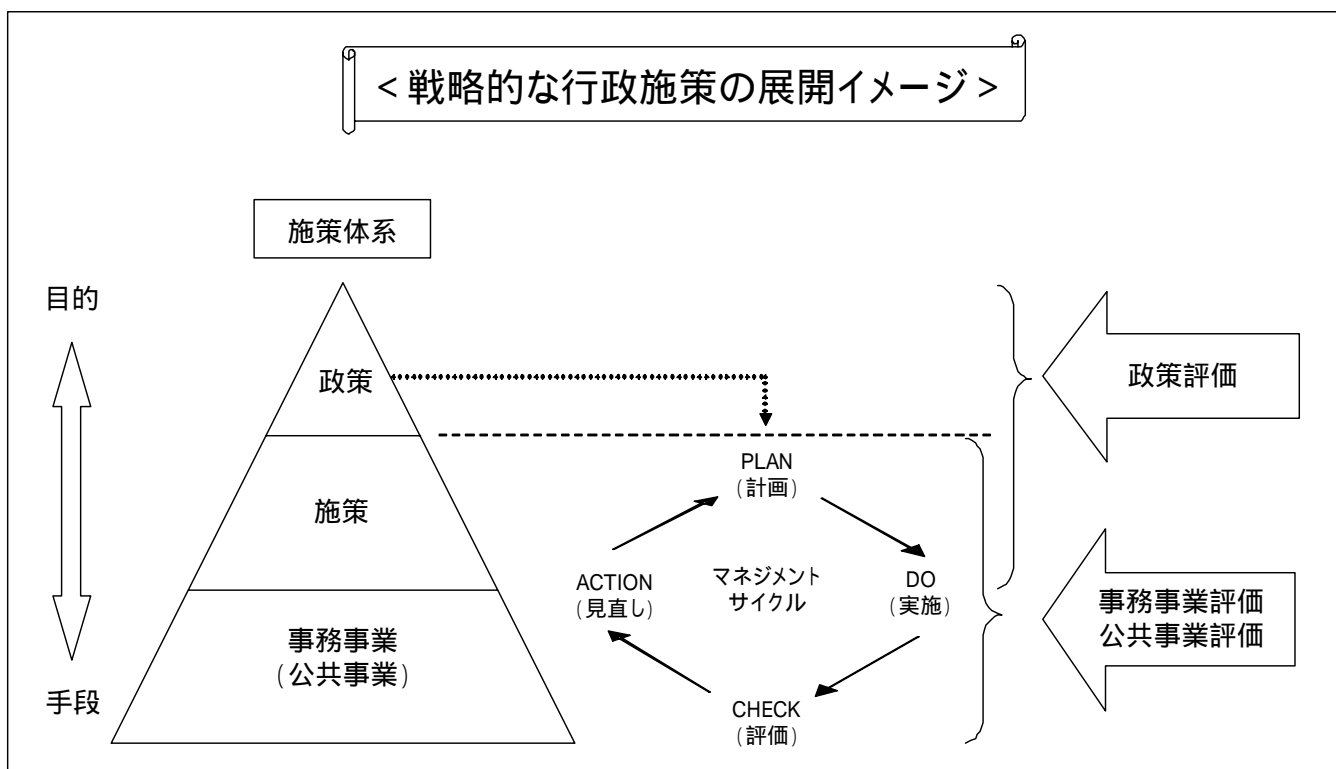
執行前評価を実施します。

- ・ 施策や事業ごとのコストと成果を的確に評価するため、事業費や人件費、管理経費、減価償却費等を含む施策・事業ごとの総コスト情報を活用した評価手法を検討します。

公共事業評価システム

- ・ 公共事業評価については、第三者機関である再評価監視委員会の機能充実に図るとともに、事前・事業中・事後評価にも対応した、県民にわかりやすい評価制度を確立します。
- ・ 事前評価制度については、これまでの試行を踏まえ、平成16年度から正式に運用を開始するとともに、より良い事前評価制度を目指します。
- ・ 事後評価制度については、国の状況も参考としながら、導入に向けて本格的な検討を行います。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
政策評価システム	(試行)			(本格導入)	
事務事業評価システム					
・事業執行前評価の実施					
・コストと成果を重視した評価手法の検討					
公共事業評価システム					
・再評価制度の充実		再評価監視委員会の機能充実			
・事前評価制度の運用開始	(試行)	(運用開始)			
・事後評価制度の導入に向けた検討		検討	(試行)		(運用開始)



2 県民とともに歩む行政運営

(1) 積極的な情報の提供

より親しみやすいホームページ作成の推進

知りたい情報に誰でも簡単にアクセスでき、わかりやすく見やすい内容のホームページとするため、出先機関も含めた全庁的なチェック体制を整備し、ホームページの維持、更新、管理に努めます。

多様な情報提供の推進

- ・ 県広報誌「県民のあゆみ」について、発行回数を増やすなどタイムリーな情報の提供に努めます。
- ・ 県民の県政情報を取得する機会を増やすため、携帯電話向けに県ホームページを開設します。
- ・ メールマガジン^(注)については、掲載内容の充実に努め、読者登録の増加を図ります。
- ・ 県政情報について、親しみやすくするためインターネットによる動画配信を行います。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
より親しみやすいホームページ作成の推進 (県民のあゆみ発行回数を増加)			→
多様な情報提供の推進 (携帯電話向けホームページ開設)			→

(2) 情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運営

行政情報センター等を通じた情報提供の推進

行政情報センター、総合支庁窓口等に備えている各種行政資料や統計資料について、その内容の充実を図るとともに、ホームページ上で資料目録を公開するなど、迅速かつ的確に提供できる体制を整備します。

情報公開制度の適切な運用

情報公開条例の改正を踏まえ、新しい情報公開制度について広く県民への周知を図るとともに、制度を適切に運用し、県行政の透明性を確保します。

個人情報保護制度の適切な運用

個人情報保護制度の県民への周知、職員への徹底を図り、県が取り扱う個人情報について、収集や利用・提供に十分留意し、適正な管理に努めるなど制度を適切に運用し、

(注): 電子メールを利用して発行される雑誌

県民の権利利益の保護を図ります。なお、個人情報保護法の制定などを踏まえ、個人情報保護条例について、所要の見直しを行います。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
行政情報センター等を通じた情報提供の推進					→
情報公開制度の適切な運用		→			→
個人情報保護制度の適切な運用			(7月・改正条例施行)		→
			(条例の改正)		

(3) 県民参加の促進

インターネットによる意見・提言の募集環境の充実

- ・ パブリック・コメントを含め、ゆとり都山形ホームページ内の意見・提言募集コーナーに容易にアクセスできるようにするなど、県民が意見を寄せやすい環境を充実します。
- ・ ゆとり都山形ホームページで公開している「県民の声」について、県民の視点でよりわかりやすく提供するとともに、適宜更新を行い、迅速な情報提供に努めます。

知事、総合支庁長と県民との直接対話の推進

総合支庁と本庁が連携を図りながら、より幅広い階層・年代の県民と直接対話ができるよう工夫します。

県政課題に係る県民アンケートの実施と結果の活用・公表

- ・ 県民の意識や意向を的確に把握し、県民起点の行政運営を進めるため、県政の重点課題を中心とした県民意識調査を実施します。
- ・ アンケート結果は、重点的な施策・事業の推進や新たな施策づくり等において十分に活用します。また、行政情報センターや各総合支庁窓口に資料を備えるとともに、ホームページ上で公開するなど情報の提供に努めます。

パブリック・コメント^(注)の推進

- ・ 県民の多様な意見を県政に反映させる機会を確保し、県民参加型の行政の推進に資するため、パブリック・コメント手続に関する指針(平成15年3月)に基づき、パブリック・コメントを積極的に推進します。
- ・ 国におけるパブリック・コメント制度の法制化の動向等も踏まえながら、本県におけるパブリック・コメント制度の充実を検討します。

県事業における県民参加の促進

- ・ 地域活動等の支援事業はもとより、いわゆるハード事業についても事業実施後の維持管理も含めて県民が利用しやすいものとなるよう、計画段階から県民参加を促進します。

(注)：行政の計画づくり等に係る原案の情報を広く住民に公開し意見を求め、出された意見や情報を考慮して最終的な計画原案を決定する一連の手続き

- ・ 県民参加促進の手法として、アダプト制度^(注1)、ワークショップ^(注2)、グラウンドワーク^(注3)などの活用を積極的に進めます。

《県民参加の促進事例》

河川アダプト制度導入に向けたモデル事業の実施

住民のワークショップ活動等を通じた農業農村整備の推進

美しい山形・最上川100年プランの具体化に向けた県土づくり活動の推進

やまがた公益の森構想に基づく森林づくりの推進

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
インターネットによる意見・提言の募集環境の充実				→
知事、総合支庁長と県民との直接対話の推進				→
県政課題に係る県民アンケートの実施と結果の活用等				→
パブリック・コメントの推進	(導入)				→
事業における県民参加の促進					→

(4) 県民の立場に立った行政サービスの提供

総合案内窓口機能の充実

- ・ 職員の県民に対する接し方が県政イメージを形成し、ひいては県政への県民の理解度や信頼をも左右することから、研修等を通じて、職員のコミュニケーション能力を高めます。
- ・ 県民サービスの一層の向上の観点から、来庁者に対する総合案内や情報提供のサービスをはじめ、県民相談に対するワンストップサービス^(注4)を充実します。

ユニバーサルデザインの普及、拡大

- ・ NPOや業界団体等とも連携しながら、講演会等の開催やインターネットを活用した情報提供などを通し、ユニバーサルデザイン^(注5)の普及啓発を図ります。
- ・ 公共的施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進や、利便性の高いものづくりの促進など、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた行政、県民、事業者等による実践的な活動を促進するため、庁内関係部局による横断的な推進体制を整備し、基本的な考え方や具体的な施策体系を検討しながら総合的な取組みの推進を図ります。

(注1): 「アダプト」とは養子縁組のこと。道路や河川等の公共物の一部(区域)を「養子」とみなし、地域の住民・団体・企業等が「里親」となって、公共物の設置管理者(行政)と協定を結び、「養子」となった公共物の一部(区域)の保守管理等を行うボランティア制度のこと。

(注2): 行政課題について地域住民が参加できる集会や講座を開き、行政と住民が一緒になって議論、研究すること。

(注3): 地域住民・企業・行政が協力して地域の専門組織をつくり、地域環境の改善活動等を行うこと。

(注4): 複数箇所又は複数回に渡って訪れる必要がある手続等について、情報通信技術等を活用するなどして、1箇所又は1回でサービスを行うこと。

(注5): 施設・設備・機器・サービス等について、全ての人々が使いやすく又は利用しやすいデザイン(形態・態様)にすること。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
総合案内窓口機能の充実					→
ユニバーサルデザインの普及、拡大					→

3 公正で簡素・効率的な行政執行の仕組みづくり

(1) 県民負担の軽減と簡素・効率化に向けた業務の見直し

できるだけ経済的なコストで迅速かつ効率的に仕事を進め、県民の満足（評価）が得られる行政サービスを提供し、行政運営全体の品質を高めていくという観点から、業務全般について抜本的な見直しを行い、これを計画的、継続的に進めます。

申請等に係る県民負担の軽減等

申請等に係る県民負担の軽減と行政の意思決定の迅速化による県民サービスの向上を図るため、電子申請システムの導入も踏まえつつ、各種申請事務等について全庁的な洗出しを行い、その必要性について点検を行うとともに、様式の簡略化と添付書類の厳選、現場に近い機関への権限移譲（機関経由の廃止）など、事務の見直しを実施します。

行政内部事務の簡素・効率化

- 行政機関内部の事務処理の簡素・効率化を図るため、事務処理上の課題の洗出しを行って事務処理改善計画（仮称）を策定し、同一又は類似業務の集中処理や内部決裁の合理化（権限移譲、合議範囲の縮小、電子決裁の導入等）など、事務の見直しを実施します。
- 県公金に係る現金の搬送と保管における紛失・盗難防止、職員が現金を扱うことによるリスクの解消及び支給事務コストの軽減を図る観点から、旅費等の口座振込を検討・実施します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
申請等に係る県民負担の軽減等					
・各種申請等事務等の全庁的な洗出し	→				
・見直しの検討と実施				→
行政内部事務の簡素・効率化					
・事務処理改善計画（仮称）の策定	→			
・見直しの実施				→
・旅費等口座振込の検討・実施					→

(2) 電子県庁の推進

電子申請システムの導入

- インターネットの普及などIT社会の急速な進展や、県基幹高速通信ネットワークの整備・運用、行政手続オンライン化の法制化、公的個人認証サービス制度の開始などを

踏まえ、県民が自宅や職場のパソコンから行政手続を行うことのできる電子申請システムを導入します。

- 導入に当たっては、県民の利便性向上を図るための市町村との共同実施、現行の申請・届出に係る業務の見直しの徹底、共同処理の外部委託による地域IT産業育成などの観点を考慮します。国、県、市町村のシステムを連携させ、関連手続きが一括してできるホームページ上の総合案内窓口を導入することを目指すなど県民の使いやすい電子申請システムとなるよう努めます。

電子決裁・文書管理システム導入の検討

行政内部事務の課題の洗出しと見直しの進捗状況を踏まえながら、これらに対応した電子決裁・文書管理システムの導入を検討します。

統合型GIS（地理情報システム）導入の検討

様々な地図情報を重ね合わせて表示するなど多角的な活用を図るため、既存の各GISデータを統合した簡易モデルを導入します。この簡易モデルの運用を通して、職員の習熟度の向上を図りながら、効率的・効果的な活用手法など本格的な統合型GIS導入の検討を行います。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
電子申請システムの導入	基礎調査	基本計画	実施設計・システム構築		運用開始
電子決裁・文書管理システム導入の検討					
統合型GIS導入の検討		簡易モデルの運用、本格的な導入の検討等			

(3) 入札制度、契約事務の改善

電子入札の導入

入札の透明性・競争性・公平性の確保と入札参加業者の利便性の向上を図るため、電子入札を導入します。建設工事については、現在行っている試行結果を踏まえ本格導入するとともに、物品調達についても早期の導入を目指します。

新たな入札制度の活用

- 建設工事については、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式などの技術力を重視する入札方式の導入やPFIの推進等を図ります。建設工事以外についても、総合評価方式の活用について検討を行います。
- 不合理な価格による不測の損害発生を防止するための低入札価格調査制度等について、業務委託においても活用を検討します。

入札・契約に係る事務執行の点検

- 入札・契約に当たっては透明・公正な事務執行に努めます。
- 建設工事に関連する測量・設計等の業務委託について、発注基準の一層の明確化を図

ります。

- ・ 複数年契約が可能な業務の洗出しと選定、業務に応じた妥当な契約期間の設定等について検討を行い、債務負担行為を活用した複数年契約を導入します。

入札・契約の事務処理システムの検討

同一又は類似業務の集中処理や入札・契約制度に関する運用・指導を充実するという観点から、より簡素・効率的で専門性も備えた入札・契約の事務処理システムについて検討します。

取組項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
電子入札の導入					
・建設工事に係る電子入札		(試行開始)		(本格実施)	→
・物品調達に係る電子入札			(運用開始)		→
新たな入札制度の活用		条件の整ったものから導入・推進			→
入札・契約に係る事務執行の点検				→
入札・契約の事務処理システムの検討				→

(4) 環境負荷の低減

県自らが行う事務事業活動の環境への配慮

- ・ 省エネルギー運動の推進、環境に配慮した物品等の購入推進^(注1)、環境に配慮したイベントの実施^(注2)、用紙類の削減^(注3)など、山形県環境保全率先実行計画(平成13年3月)の着実な推進を図ります。
- ・ 県機関におけるISO14001^(注4)の維持運用を行っていきます。

県内事業者の環境配慮活動の促進

- ・ ISO14001の普及や中小事業者、学校等を対象とした山形県らしい環境マネジメントシステム(エコアクション2.1山形版)の構築・普及を図るとともに、地球温暖化対策等を推進します。
- ・ 環境保全活動・環境教育実践団体認証制度(仮称)を創設し、民間団体等が行う環境保全活動や環境教育の助長・増進を図ります。

計画の見直し等

山形県環境計画(平成12年10月)の再構築や山形県環境教育基本方針(平成5年3月)の見直しを行うとともに、山形県省エネルギービジョン(仮称)を策定します。

(注1): 環境物品等調達基本方針(平成14年3月)

(注2): エコイベント指針(平成15年2月)

(注3): ペーパーレス化推進指針(平成15年7月)

(注4): 国際標準化機構(ISO)が定めた環境管理・監査システムに関する国際規格

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
県自らが行う事務事業活動の環境への配慮					→
県内事業者の環境配慮活動の促進		(エコアクション21山形版の策定)			→
計画の見直し等					
・山形県環境計画(平成12年10月)の再構築			→		
・山形県環境教育基本方針(平成5年3月)の見直し		→			
・山形県省エネルギービジョン(仮称)の策定		→			

第4 活力ある県づくりのための公民協働の推進

【基本的な考え方】

NPOや民間企業・団体、県民の主体的な活動が活発化しつつあり、それぞれの目的に応じて柔軟で多様なサービスを提供しています。このような様々な提供主体が自分の得意とする分野で持てる力を十分発揮することにより効率的・効果的にサービスが提供されるとともに、県民にとって多様な選択肢が準備され、その結果、快適で魅力ある地域社会が形成されていくこととなります。

このため、NPOやボランティア、民間企業・団体、市町村などの様々な組織と協働しながら地域をつくっていくという視点を大切に、今後とも県の果たすべき役割を明確にし、協働の各主体が活躍できる環境を整備し、それぞれの活動を促進します。

また、国においては、行政サービスの民間開放を積極的に推進し、行財政の効率化、住民サービスの質的向上、雇用拡大を実現し地域経済の活性化につなげるとの考え方のもと、行政サービスの民間開放を阻害する法令等の要因の洗い出しや検討が行われています。県としては、このような動きも十分踏まえて対応するとともに、改善が必要なことは国に対して提案していきます。

1 NPO等との協働

NPO^(注)との協働の指針(平成15年2月)の具体化

- ・ NPO推進委員会において市民活動の推進に関する総合的な検討を行い、普及啓発や協働の推進につなげます。
- ・ 全庁的にNPOとの協働が可能な事業の洗い出しを継続的に行い、その結果をホームページ等を活用して広く公表します。
- ・ 県民等がNPOの資金確保や組織運営を支えるシステム(基金、寄付等)を検討します。

中間支援組織との連携

県民の自発的な取組みにより地域のNPO活動を支援するNPO(中間支援組織)が多数あります。効率的で地域ニーズに即した支援活動を進めるため、中間支援組織と行政との積極的な連携を図ります。

県民の積極的な参加促進

NPO交流会等による交流機会の提供や各種機関による研修等の開催により、県民のボランティア活動やNPO活動への積極的な参加を促進します。

(注): Non-profit Organization 民間非営利組織

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
NPOとの協働の指針の具体化		(支援システム研究会の設置)			→
中間支援組織との連携	(意見交換会の開催)				→
県民の積極的な参加促進					→

2 社会資本整備における民間活力の活用

PFI^(注)事業の推進

- ・ 本県はじめてのPFI事業である県営住宅鈴川団地の移転建替事業については、平成17年度の完成を目指すとともに、随時、PFI事業の効果を検証していきます。また、平成16年度から県営住宅松境・住吉団地の統合移転建替事業に取り組みます。
- ・ 全国の先行事例等の研究や「PFIの活用について(平成15年4月)」を活用しながら、県営住宅以外の事業へのPFI方式の導入について積極的に検討します。

県民債の発行

対象事業を厳選しながら、引き続き「やまがた未来債」の発行を検討します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
PFI事業の推進					
・ 県営住宅鈴川団地			→	管理	→
・ 県営住宅松境・住吉団地			→		→
・ 県営住宅以外の事業への導入検討		研究			→
県民債の発行					→

3 民間委託の推進

外部委託検討の視点

- ・ 民間に委ねた方が効率的・効果的な業務について、費用対効果やコスト縮減、民間経済の活性化等の観点に立って、外部委託を検討します。
- ・ 民間の専門的な知識、技術、設備等を活用できる業務、定型的な業務、臨時的な業務等については、積極的に外部委託を検討します。
- ・ 例えば庁舎管理業務、運搬・送迎業務、樹木・園地管理作業など民間で同種の業務が行われているものについては、外部委託を検討します。
- ・ 委託の相手先としては、公民協働の視点等を踏まえ、民間企業・団体、NPO等幅広

(注): Private Finance Initiative 公共施設等の建設、維持管理及び運営に民間事業者の持つ技術・経営・資金調達等のノウハウを活用する事業手法

く検討します。

外部委託に当たっての留意事項

- ・ 県民サービスの維持・向上について十分留意します。
- ・ 委託先の選定に当たっては、競争性・透明性・公平性の確保に留意するとともに、価格以外の能力を評価する方法についても研究します。また、委託に当たっては、個人情報の取扱いについて十分留意します。
- ・ 委託後においてもサービスの質やコストの妥当性などを常に検証し、必要に応じ見直しを行います。

外部委託の進め方

- ・ 県の業務全般について全庁的に洗出しを行い、外部委託推進計画（仮称）を平成16年度中に作成します。
- ・ 当該計画に基づき、外部委託を計画的に推進します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
外部委託推進計画(仮称)の作成		→			
外部委託の推進	→

4 公の施設の管理

適切な管理運営の推進

- ・ 県民がより利用しやすく、効率的なものとなるよう、管理運営について点検・見直しを進めます。
- ・ 多様化する県民ニーズに対応するため、利用方法や利用時間帯などの運営方法を継続的に点検していきます。
- ・ 県民の利用しやすさやコスト面等を総合的に勘案して適切な管理主体を検討します。特に、他県において同種の施設の管理運営が委託されているものについては、他県の状況も踏まえながら運営の見直しを検討します。

指定管理者制度の円滑な導入

- ・ 管理運営を委託する全ての公の施設について、民間事業者の参入が可能となった指定管理者制度を平成18年度までに導入します。
- ・ 施設の設置目的に沿ったサービスが提供されること、様々な能力・ノウハウを活かして効率的な管理運営が行われサービスの向上と経費の節減が図られること、地域経済の活性化につながることなどを総合的に勘案して、管理者を指定します。

運営コストの明確化

高等教育機関（米沢女子短期大学、保健医療大学、産業技術短期大学校、農業大学校）についての部門別行政コスト計算書等の作成手法の研究結果を踏まえながら、部門別行政コスト計算書等の作成マニュアルをまとめます。高等教育機関については、このマニ

マニュアルに基づき行政コスト計算書等を継続的に作成するなど運営コストの明確化を図るとともに、施設運営の改善に努めます。他の部門についても、研修等により習熟を図りながらマニュアルの積極的な活用を図ります。

取組項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
適切な管理運営の推進					→
指定管理者制度の円滑な導入	---	---	(指定)	(導入)	→
運営コストの明確化					→
	(マニュアル作成)	マニュアルの活用			

5 公社等の見直し

行政と民間の役割分担の見直しや民間事業の多様な展開など社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業さらには公社等自体の必要性について抜本的な点検を行い、効率的な事業の実施や統廃合を促進します。

自立的な経営基盤の確立に向けた指導

- ・ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、自立的な経営基盤の確立に向けて公社等に関する指導指針（平成12年5月）を改定します。
- ・ 中期経営計画の策定を徹底し、計画的な業務の運営・管理及び事業実績の定期的な点検に取り組みます。
- ・ 公社等役員への多様な人材の活用を促進するとともに、公社等に関する指導指針に基づく自己点検や外部の専門家による監査等を通して、的確に経営状況が把握され、改善が図られるよう指導・助言を行います。
- ・ 公の施設の管理について導入される指定管理者制度を踏まえて、業務運営や組織の見直しを進めます。
- ・ 県の出資比率が25%未満の団体についても公社等に準じて見直しを進めます。また、任意団体についても任意団体の見直しに係る基本方針（平成15年2月）に沿って見直しを進めます。

県からの支援の見直し

- ・ 公社等が過度に県からの補助金・委託料に依存しないよう、自立的な経営を基本とした見直しを行います。特に、県からの補助金・委託料については、抑制します。
- ・ 公の施設の管理を受託している公社等については、県職員の役員就任を原則として廃止します。その他の公社等についても必要最小限とするよう見直しを行います。また、役員以外の職員派遣についても、派遣の目的や効果などを検証し、必要最小限のものとなるよう、引き続き見直しを行います。

県民への積極的な情報提供

- ・ 出資法人の情報公開指導要領（平成13年7月）等に基づき、公社等の財務諸表や事

業活動に関する資料等を公開しているところですが、情報公開条例の改正を踏まえ、今後とも公社等の情報公開を推進します。また、公社等の役割や事業内容、中期経営計画、実績等について、県民にわかりやすい情報の提供を促進します。

- ・ 公社等や県からの補助金・委託料が総収入の50%以上を占める公益法人に対する県からの補助金・委託料の状況を引き続き県ホームページに掲載し、行政の説明責任の確保と透明性の向上を図ります。

各公社等の取組課題

上記の観点から見直しを行い、別表に掲げる各公社等の個別課題について取り組みます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
自立的な経営基盤の確立に向けた指導					
・ 公社等に関する指導指針の改定		→			
・ 中期経営計画策定の徹底等	経営計画策定の徹底			→
・ 経営改善に向けた指導等				→
・ 指定管理者制度を踏まえた見直し			→		
県からの支援の見直し				→
県民への積極的な情報提供				→
				発信情報の拡大・情報の更新	

6 公益法人の見直し

- ・ 国における公益法人制度の抜本的改革の動きも十分踏まえながら、公益法人がその設立目的に即して適正に運営されるよう、継続的に指導監督を行います。
- ・ 公益法人の総点検を踏まえて平成16年12月まで(平成14年1月から3年間)に最低1回以上立入検査を実施することとしていますが、その後も定期的に立入検査を実施していくよう努めます。
- ・ 公益法人に対して財務諸表や事業活動に関する資料等をインターネットにより公開することを要請し、透明性の確保を図ります。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
公益法人に対する継続的な指導					
・ 定期的な立入検査の実施		→	→	→	→
・ 公益法人の透明性の確保				→

7 市町村との役割分担と連携

市町村との連携推進

地域振興の拠点としての総合支庁の機能充実を図るとともに、市町村と緊密に連絡調

整を行いながら、個性豊かな地域づくりを推進します。

市町村への権限移譲の推進

県・市町村地方分権検討委員会等において市町村と協議しながら、積極的に権限移譲を行い、より一層の地方分権の推進を図ります。特に、ゆとり都山形分権推進都市制度については、移譲対象市町村の拡大や移譲事務の拡充など一層の充実を図ります。また、市町村から都道府県に対して事務権限の移譲を要請することが可能となる法改正の動きがあり、その動きにも対応しながら推進を図ります。

市町村総合交付金制度の充実

市町村が創意工夫により地域の実情に応じて事業を一層展開できるよう、県単独補助・負担金の総合交付金への統合を進めます。

市町村合併への支援

- 市町村合併に取り組む市町村に対して、山形県市町村合併支援プランにより、積極的に支援します。
- 現行の合併特例法の期限（平成17年3月）後、新しい法律に基づき市町村の合併を推進することが国において検討されており、その動向を注視しながら、市町村の取組みを支援します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
市町村との連携推進				→
市町村への権限移譲の推進					→
・ゆとり都山形分権推進都市制度の充実		(制度開始)			→
市町村総合交付金制度の充実				→
市町村合併への支援				→

第5 地域の自立を支える確かな行財政基盤の確立

【基本的な考え方】

これまで数次にわたり行財政改革大綱を策定し、財政の改革、組織機構の見直し、定員管理の適正化等を推進し、行財政基盤の確立に努めてきました。

財政改革については、数値目標を設定しながら、効率的な予算編成や事務事業の見直し等に取り組んでいますが、景気低迷の長期化により、財政赤字の発生も懸念される危機的な状況にあります。また、三位一体の改革により地方財政は大きな転機を迎えていますが、地方交付税等の大幅削減など、歳入面では予算を許さない状況にあります。このような中、今後とも持続可能な行財政運営を確保するため、これまで以上に聖域のない改革を断行し、財政の健全化に努めます。

組織機構については、総合支庁制度の創設をはじめとする改革を行い、県民や地域の視点を踏まえた地域づくりの面等において一定の評価を受けていますが、構造改革や地方分権がさらに進展していく中で、時代の要請に対応した戦略的・重点的な施策展開ができる組織機構を構築するとともに、厳しい財政状況を踏まえ、これまで以上に簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

職員定数については、定員削減の数値目標を設定しながら計画的な定員管理に取り組んでいますが、厳しい財政状況の中で、より簡素で効率的な執行体制の構築に向け、引き続き定員削減の数値目標を設定して適正な定員管理に努めます。

なお、道州制など地方自治制度のあり方をめぐる議論の動向についても、十分留意します。

1 財政の健全化

(1) 財政健全化の推進

財政健全化の計画的な推進と県民理解の促進

- ・ 財政赤字の発生を回避し、持続可能な財政運営を行っていくため、財源不足の解消に向け、歳入確保、歳出改革を徹底し、財政の健全化を進めていきます。
- ・ 調整基金^(注)残高について、標準財政規模の1割相当額の確保を持続可能な財政構造確立の目標にします。
- ・ 歳入面では、主に次のような対応を行います。

県税収入の確保（徴収確保対策の推進、環境分野に係る法定外目的税など課税自主権の活用に関する研究・検討等）

利用の予定がない県有地の売却など財産の処分

果実運用型基金や特別会計の当面利用見込みのない資金の活用

財源対策のための県債の発行

(注)：財政調整基金、県債管理基金、県有施設整備基金の総称

- ・ 歳出面では、次のような対策を進めます。
 - 事業執行前評価の導入など内部努力による経費の節減
 - 事業の選択と集中による徹底した事務事業の見直し
 - 公共投資の縮減・重点化、大規模事業の抑制
 - 公債費の平準化（最長30年償還化）
- ・ 財政の中期展望においては、財政収支の見通しとともに、こうした財源不足を解消するための対策も併せて示し、継続的な県財政の健全化のための取組みに対する県民理解の促進を図ります。なお、三位一体改革の進展等に伴う状況の変化に対しては、適宜見直しを行い、必要な対策を講じます。

【財源不足解消に向けた対策】（ 卷末参考資料を参照）

（単位：億円）

		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
財 源 不 足 額 (A)		402	413	348	361	252
歳入確保	遊休財産の処分	(3)	5	5		
	基金・特別会計資金の有効活用	(16)	15	5		
	財源対策のための県債発行	(45)	110	100	90	85
	計 (B)	(64)	130	110	90	85
歳出改革	事務事業の選択と集中 ・ 内部努力による経費の節減 ・ 徹底的な事務事業の見直し ・ 公共投資の縮減・重点化	(36)	100	150	200	200
	公債費の平準化	(5)	30	60	120	170
	計 (C)	(41)	130	210	320	370
合 計 (D=B+C)		(105)	260	320	410	455
対策後の調整基金残高		101	48	20	69	272

地方税財源の充実強化

国の地方税財政制度見直しの動きの中で、地方自立の視点から地方税財源の充実強化について積極的に国に求めていきます。

予算編成手法の改善

厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用するため、事務事業の固定化を防ぎ、施策の選択と集中を図るとともに、政策評価等を通じて各部局のマネジメント機能を高

めながら、予算編成過程における部局の自主性を高める手法を導入するなど、予算編成手法の改善に努めます。

各部局への予算要求枠の配分

政策評価等を踏まえた重点分野への集中的な財源配分

公設試験研究機関の試験研究の総合調整など部局横断的な予算編成の推進

(2) 公共工事コスト構造改革

公共工事コスト構造改革

現行のコスト縮減行動計画を継続することに加え、政府が平成15年度に策定した公共工事コスト構造改革を踏まえて、事業の迅速化を図るとともに計画設計から管理段階までの各段階における効率的・効果的な実施など、公共工事の全てのプロセスをコストの観点から見直す総合的なコストの低減に平成16年度から取り組みます。

公共工事のコスト縮減

平成20年度までの山形県公共工事コスト縮減行動計画(第2次)(平成14年3月)に基づき、コスト縮減に引き続き取り組みます。

《コスト縮減に向けた取組み》

工事コストの低減：工事計画・設計等の見直し、工事発注の効率化等

工事の時間的コストの低減：事業箇所の集中化、工期短縮等

ライフサイクルコストの低減：施設の長寿命化、省資源・省エネルギー化

社会的コストの低減：建設副産物対策、環境負荷の低減、交通渋滞緩和等

長期的コストの低減：新技術の採用や規制改革の取組み等による生産性の向上

創意工夫事例集の作成

事業執行過程において、担当職員が創意工夫した事例を集めて作成した事例集を充実するとともに、その利活用を図りながら、一層のコスト縮減を目指します。

民間技術の活用

VE方式^(注1)やプロポーザル方式^(注2)等多様な入札契約方式を通して民間企業のすぐれた技術を活用し、工事に反映します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
公共工事コスト構造改革					→
公共工事のコスト縮減					→
創意工夫事例集の活用	(事例集の作成)	事例集の充実、活用			→
民間技術の活用					→

(注1): Value Engineering 機能を低下させずにコストを縮減する技術、又は、同等のコストで機能を向上させるための技術の提案を受ける方式

(注2): 高度・専門的な技術や知識が必要な業務について、設計段階から民間からの技術提案を受けて、技術的に最適な提案者を特定して契約する方式

(3) 新しい財務会計システムの構築

- ・ 県民に対するわかりやすい説明（財務状況の公表）、行政評価への支援、事務事業のコスト把握など、的確な財務資料の提供を行うため、現行の官庁会計に加えて、発生主義による会計処理・決算を視野に入れた、新しい財務会計システムの構築に取り組みます。

《新しい財務会計システムの活用》

財産、負債等のストック情報や行政コストを県民にわかりやすい形で公表

各種事業のコストを正確・迅速に把握し、期中における事業の見直しも含めた適切な評価を行うなど、資源配分の適正化や政策立案に反映するための財務諸表の提供

- ・ 開発に当たっては、行政サービス向上の視点を踏まえつつ、現行業務の見直し・改善を行い、システムの一層の効率運用、資産の適正管理、事務処理の自動化等、事務の効率化とコストの削減を進めます。

取組項目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
新財務会計基本構想検討委員会 (基本計画策定後は、開発推進委員会)		→			
会計基準の検討		→			
現行業務の見直し		→			
システムの開発			→		20年度本稼動目標

(4) 病院事業における経営健全化の推進

これまでの取組成果を踏まえつつ、一段高い経営目標を設定した新たな経営健全化計画（平成16年2月）に基づき、経営健全化に向けた取組みを一層推進します。県立病院としての役割や厳しい経営環境を踏まえ、経営体制の充実と経営体質の強化を図り、経営改善基調を持続的なものにします。

[経営目標] 実質収支（経営資金収支）の均衡^(注)

[計画期間] 平成16年度から18年度までの3か年

[重点方策]

- ・ 各病院が、部門別・診療科別原価計算を活用した経営分析・評価を行いながら、患者動向等に即応した弾力的・効率的な病院経営を実践します。
- ・ 経営情報の共有化を推進し、病院機能評価の取得や第三者からの意見を聴取することにより、職員の経営意識のさらなる向上を図ります。
- ・ 県民のニーズに応えた安全で良質な医療を提供するため、人材の確保・育成、

(注)：施設・設備の整備に要する費用のうち、病院事業として負担しなければならない費用相当分の利益を減価償却引当前で確保します。

医療機器及び施設の計画的な整備に努め、診療体制を整備します。

- ・ 病床利用率の向上・維持、クリニカルパス^(注)の活用等による在院日数の短縮、地域医療との連携による患者紹介率の向上などの取組みにより収益の確保を図ります。
- ・ 外部委託の活用等により、業務の効率化とコストの縮減を図ります。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
新たな経営健全化計画による経営健全化の推進 (経営健全化計画の策定)					

(5) 企業局における経営改善の推進

経営改善に係る課題の抽出を行い、数値目標の設定を含む経営改善計画を策定するとともに、企業性を発揮しつつ公共の福祉を増進する役割を担う地方公営企業に適合した評価システムについて研究を行い、目標に対する達成度を明確にしながら、経営改善を推進します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
経営改善計画の策定					
経営改善の推進			

2 人事・組織定数の見直し等

(1) 人材の活用と働きやすい職場づくり

適材適所の人材活用

- ・ 適材適所の人事配置を基本に、職員の能力が最大限に発揮されるよう人材の活用を図ります。
- ・ 地方分権の推進を踏まえ、創造性に富み、新たな価値を創造し、県民との間に信頼関係を築けるよう、公務員として求められる専門的能力を有する人材を育成していきます。
- ・ 女性職員について、男女共同参画社会基本法の趣旨に鑑み、積極的な登用に努めるとともに、さまざまな職務への配置をさらに進め、活躍の場を拡大していきます。
- ・ 職員一人ひとりがその能力に応じ職務を遂行できるようにするため、職員の業務上の希望にも配慮できる仕組みづくりを検討します。

本庁と総合支庁等との人事交流の推進、職種間交流の推進

- ・ 職員の士気高揚と組織の活性化を図るとともに、現場の業務に精通した職員の活用を

(注)：疾病別の標準的な治療計画

図る観点から、引き続き本庁と総合支庁等との積極的な人事交流を行います。

- ・ 職員の専門的能力の活用と向上を図る観点から、引き続き技術職の行政分野への配置や職種間交流を進めていくほか、県職員の力を結集するため、多様な職種の職員が協力して業務執行に当たれるような組織づくりを検討します。

外部の人材の活用についての検討

- ・ 地方行政の高度化・専門化に対応するため、民間の人材の採用制度を導入し、これら外部の人材の具体的な活用について検討します。また、地方公務員法等の改正動向に留意しながら適時適切に対応していきます。
- ・ 地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するため、総合的な学習の時間等において、地域の人材の活用を進めます。

職場内コミュニケーションの活性化及びメンタルヘルスを含めた職員の健康管理と働きやすい職場づくり

- ・ 職務上の課題に適切に対応するため、様々な手法を活用しながら職場内コミュニケーションの活性化を図ります。
- ・ 職場の活性化や職員の健康管理のため時間外勤務の縮減に引き続き努めるとともに、個人の状況に即した相談体制の充実などメンタルヘルス^(注1)対策を推進します。
- ・ 良好な職場環境を保持する観点から、職場内のセクシュアルハラスメント^(注2)及びパワーハラスメント^(注3)対策の充実を図ります。
- ・ 職員の仕事と子育ての両立を推進する観点から、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、必要な措置を実施します。
- ・ 病院の職場は感染性の疾病にり患しやすい環境であり、感染性の疾病を患者に感染させることのないよう、職場の状況に即した職員の健康管理に努めます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
適材適所の人材活用					→
本庁と総合支庁等との人事交流の推進、 職種間交流の推進					→
外部の人材の活用についての検討					→
職員の健康管理と働きやすい職場づくり					→

(2) 定員管理の適正化

知事部局一般会計

- ・ 知事部局一般会計の職員について、引き続き3年間(平成17～19年度)で3%程度の職員数を削減し、より簡素で効率的な執行体制を構築します。

(注1): 心の健康、精神衛生

(注2): 不快に感じる性的な言動

(注3): 職務権限を使った嫌がらせ

- ・ 職員数の削減については、県の役割や事務事業の見直し等を行いながら進めます。また、戦略的な施策展開を図り、新しい行政需要に的確に対応するため、重点分野への配置など、メリハリのある人員配置を行います。
- ・ 市町村合併による新しい市への事務移管に伴う定員のあり方については別途検討します。
- ・ 行財政改革大綱等に基づき実施してきた平成10年度から平成15年度までの職員数の削減実績について、条例で定める職員定数を引き上げる改正を行ったところですが、引き続き適切に対応します。

教育委員会

- ・ 公立学校教員については、いわゆる「標準法」のルール、少人数学級編制や少人数授業の実施、職員の年齢別構成の均等化への中長期的な対応、短期的な需要増への期限付採用の活用などを総合的に勘案し、適正な定員管理を推進します。
- ・ 教育委員会事務局職員については、概ね知事部局一般会計職員に準じて適正な定員管理を行います。

病院事業局

患者サービスに配慮しながら業務委託を推進するなど効率的な業務執行に努めるとともに、診療報酬制度の改定や患者の動向等を踏まえた職員配置を行い、今後とも全体として職員数を抑制しつつ適正な定員管理を行います。

企業局

発電所建設などが本格化することに伴う業務量の増加については、既存業務の見直しや外部委託の推進などに努めることにより、今後とも適正な定員管理を行います。

その他の行政機関

警察本部については、治安情勢の変化や警察需要に的確に対応するための現場執行力の確保を図りながら、業務の合理化に努め、適正な定員管理を行います。

各種委員会においても、事務の効率化を図りながら、適正な定員管理に努めます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
適正な定員管理の推進	→			
	(条例改正)	知事部局一般会計: 3年で3%削減			

(3) 組織機構の見直し

【知事部局】

組織機構の整備方向

- ・ 施策の体系化と「選択と集中」を踏まえた戦略的な行政展開ができるとともに、新しい行政需要にも的確に対応できる組織機構を構築します。
- ・ 組織と職制の簡素化を図り、県民にわかりやすい組織づくりに努めます。

弾力的な組織運営

- ・ 新たな行政課題や住民ニーズに機動的かつ柔軟に対応するため、少人数係・担当の統合など組織の大括り化を進めます。
- ・ 部局横断的な課題については、必要に応じプロジェクトチーム^(注)などを編成し、関係部局が業務協力を行い連携を図りながら対応します。
- ・ 危機管理や政策企画分野の機能強化を図るための兼務体制の活用など、新しい組織の設計方法を導入します。

意思決定の迅速化

- ・ 現場主義の観点に立ち、県民に身近な現場で即決する体制の充実を図るため、権限移譲を進めます。
- ・ 意思決定と情報共有の区分を明確化し、合議先を最小限にするなど、決裁過程を簡素化します。
- ・ 職員の基礎知識の涵養を図るなど、職員の能力開発や意識改革に努めることにより、意思決定の迅速化を図ります。

市町村合併等に伴う組織機構の見直し検討

市町村合併の動きを注視しながら、合併の進展による新しい市への事務移管及びこれに伴う県の役割に適合した組織体制のあり方について検討を進めます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
弾力的な組織運営	→	→	→	→
意思決定の迅速化	→	→	→	→
市町村合併に伴う組織機構の見直し検討	→	→	→	→

総合支庁の組織及び運営の見直し

総合支庁の点検結果（平成16年3月）を踏まえ、総合支庁の充実強化とさらなる定着に向け、総合支庁の組織及び運営の見直しに取り組みます。

- ・ 総合支庁の組織については、市町村合併の動向に十分留意するとともに、本庁舎、分庁舎、独立庁舎に分かれている部門については、総合支庁としての一体的な業務の執行という観点から、住民サービス等にも配慮しながら見直しを行います。
- ・ 県全体の視点と現場主義の視点の双方を持ちながら総合的な行政を展開するため、本庁と総合支庁間の人事交流及び職種間の人事交流を引き続き推進します。
- ・ 総合支庁の予算編成システムについては、本庁・総合支庁間の予算調整の円滑化を図りつつ施策の整合性を確保し、本庁・総合支庁を通じた総合的な予算編成と責任を持って進行管理が行われるよう見直します。

(注)：特別な目的のために編成された共同で仕事をする人たちの集まり

- ・ 本庁・総合支庁間及び分庁舎・独立庁舎を含む総合支庁内の連携や情報伝達がより円滑に行われるよう、連絡調整のあり方を検討します。
- ・ 地域における市町村の役割を踏まえつつ、市町村との連携がより一層図られるよう、総合支庁への権限移譲等により市町村支援に必要な機能の充実を検討します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
総合支庁の組織及び運営の見直し	点検				→

試験研究機関のあり方

- ・ 部局や研究分野にとらわれない横断的な研究推進体制、指導・助言体制の整備を進めるとともに、各部局におけるマネジメント機能の強化を図ります。
- ・ 山形県試験研究機関機能強化基本戦略（平成16年3月）に基づき、研究者の育成や資質向上、知的財産戦略の構築、研究評価や指導・助言体制等の整備を進めます。
- ・ 試験研究プロセスの明確化・適正化を図るため、試験研究経費について部局横断的な予算調整の実施と外部評価の導入を行います。
- ・ 産業・業態の変化など時代の要請に対応して、県が果たすべき役割や国・他県等との連携・協働の方向について整理し、本県試験研究機関のあり方について検討します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
研究開発機能の強化					→
部局横断的な予算調整・外部評価の実施					→
試験研究機関のあり方検討					→

消費者行政部門のあり方

- ・ 多様化、複雑化、高度化する消費者行政に的確に対応するため、消費者保護条例の改正に向けた検討を進めるとともに、関係部局との連携強化及び市町村との役割分担と連携の上に立った相談機能の充実を図ります。
- ・ 消費者行政部門及び消費生活センターが果たすべき役割を踏まえ、県庁及び消費生活センターにおける効率的な体制の確立に向けた組織の見直しや、商品テストの外部機関の活用の推進を検討します。

県民会館のあり方

他県における同種施設の管理運営の状況等を調査しながら、県民会館の運営のあり方を検討します。

農業改良普及部門のあり方

農業改良助長法の改正（予定）を踏まえ、普及活動の重点化や試験研究との連携にも

配慮しながら、農業改良普及部門の組織体制を見直します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
消費者行政部門のあり方		→	→	→	
県民会館のあり方					→
農業改良普及部門のあり方	→	→	→	

【教育委員会】

県体育館・県武道館の廃止

山形市の霞城公園整備事業に伴い、同公園内の県体育館・県武道館を平成17年度末で廃止します。

県立図書館のあり方

組織や業務のやり方を含め、これからの県立図書館のあり方を総合的に検討します。

県立高校の適正な配置

- ・ 社会の変化に対応した再編整備に努めるとともに、特色ある学校づくりを推進します。
- ・ 県立高校の配置の見直しについては、県立高等学校将来構想検討委員会報告書（平成16年3月）の趣旨を踏まえ、県民・地域の理解を得つつ個別に検討・協議しながら進めます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
県体育館・県武道館の廃止に向けた対応		→	→		
県立図書館のあり方の検討				→	
県立高校の適正な配置				→
	(検討委員会報告)				

【病院事業局】

経営環境の変化に対応した組織機構の見直し

県民の医療ニーズの変化や診療報酬制度をはじめとした医療制度改革に対応し、県立病院としての機能・役割をより効果的に発揮するため、病院事業管理者のもとで各病院長が主体的な病院運営を実現するという地方公営企業法の全部適用によるメリットを活かしながら、組織機構のあり方について随時見直しを行います。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
経営環境等の変化に対応した組織機構の見直し	(全適開始)				→

【企業局】

経営環境の変化に対応した組織機構の整備

企業経営をより戦略的かつ迅速に行うため、管理部門のスリム化や総合調整機能の充実及び簡素で効率的な執行体制を図る観点から、組織機構の見直しを行います。

企業局のあり方についての検討

電力自由化等の規制緩和などの地方公営企業を取り巻く経営環境の変化に適切に対応するため、企業局の役割と経営体制のあり方について検討します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
経営環境の変化に対応した組織機構の整備					→
企業局のあり方についての検討				→

(4) 独立行政法人化の検討

- 地方独立行政法人法が制定され、平成16年4月から施行されることを踏まえ、大学、試験研究機関、公営企業、社会福祉事業について、独立行政法人化の是非を検討します。
- 先行している国の独立行政法人化の実施状況、平成16年4月からの国立大学の法人化の状況、他県の今後の動向等を調査しながら、財政面や人事面等を含め、独立行政法人化のメリット・デメリット等を総合的に検討します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
地方独立行政法人化の検討					→

(5) 審議会等の見直し

各種審議会等の簡素合理化

- 既存の審議会等については、本当に必要かどうか存在意義を再検討し、役割を終えたと判断されるものは廃止します。
- 県民や有識者の意見を聴くに当たっては、既存の審議会等又は会議の活用、パブリック・コメント手続の活用、関係団体の意見の聴取等によることを優先させることとし、新たな審議会等の設置はできる限り抑制します。
- 審議会等の運営に当たっては、経費を最小限とするよう努めます。

審議会等委員の選任

より多くの県民の意見を県政に反映することができるよう委員を幅広く選任することに努めるとともに、委員の一般公募を拡大します。

審議会等の女性委員の就任率の向上

平成17年度末を目標年度とする山形県男女共同参画計画(平成13年3月)を指針とし、女性の政策・方針決定過程への参画拡大を推進し、女性委員の就任率向上を積極

的に進めます。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
各種審議会等の簡素合理化					→
審議会等委員の一般公募				→
女性委員の就任率向上 平成17年度末までの目標:30%			→		
新たな目標設定・推進			→	→

(6) 新しい給与制度の検討

- ・ 国の公務員制度改革で検討されている新たな給与制度について研究します。
- ・ 給与水準については、国、他県との均衡も考慮しながら、適正な水準となるよう給与制度の適切な運用に努めます。
- ・ 高齢者の給与のあり方や地域の民間給与の水準の把握等については、人事委員会勧告を尊重しながら、制度の設計、運用を研究します。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
新しい給与制度の検討		→		
給与制度の適切な運用					→

第6 県民とともに歩む新しい県庁文化の創造

【基本的な考え方】

厳しい財政状況と限られた人員体制の中で、時代の要請に的確に対応しながら、元気のある山形県づくりに向けた施策を効率的・効果的に展開するためには、県政の担い手である職員の意識改革と能力の向上、発揮が極めて重要です。

組織においては、構成員の考え方、行動様式、価値観などからなるソフト面の文化が、組織目的の達成に大きな影響を及ぼすと言われています。

職員一人ひとりが夢を持つ志と夢を描ける能力、そして夢を実現する気概と実行力を備えながら、新しい県庁文化を創造していきます。

1 職員の意識改革

目標の設定とその達成状況の把握を通じた職員の意識改革

業務の執行に当たり、目標の設定やその達成状況の把握を通し、アウトカム^(注)を中心とする新しい行政手法の検討に取り組むことにより、職員一人ひとりの意識改革を進めます。

県民本位の行政の推進

目標の設定において県民の立場に立った取組みを進めるとともに、施策展開の様々な場面において公民協働が推進されるよう配慮するなど、より効率的・効果的な行政サービスの提供に取り組めます。

コストを意識した業務の効率的な執行

予算編成時はもとより、事業執行前及び執行中においても事業の必要性、効果、優先順位等の点検等を行うなど、事務事業の廃止・見直しや事務改善に取り組むことにより、効率的な業務の執行に努めることにより、職員のコスト意識の醸成を図ります。

管理職のリーダーシップ向上

個々の職員にわかりやすく組織目標を説明し、仕事の取組みの達成水準を確認しながら、具体的な業務のやり方の指示や指導、相談を行うなど、所属長等のリーダーシップを高めて適切な業務執行を推進するとともに、チームワークのとれる職場づくりや部下職員の育成・指導に努めます。

(注)：どの程度所期の目的を達しているかという行政活動の結果

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
目標設定等を通じた意識改革					→
県民本位の行政の推進					→
コストを意識した業務の効率的な執行				→
管理職のリーダーシップ向上				→

2 人材育成・能力開発

職場研修の充実・強化

異なる職務経験を積むなど、多様なキャリアパス^(注)を考慮した人事配置に努めます。また、管理職は、その業務として日常の職務を通じて部下を育成するため、新たな指導方法に基づき部下の育成・指導に積極的に取り組みます。

職員研修の充実・強化

- 職員に求められる役割や責任に応じた能力向上のための職員研修の充実を図ります。その際に、演習形式の実践型研修を拡大するとともに、公民協働の推進を図る上から、職員のコミュニケーション能力の向上などを目的とした新たなカリキュラムの導入を検討します。また、引き続き担当業務に直結した専門研修の充実を図るとともに、現場主義の観点から体験型の研修を取り入れていきます。
- 管理職に対しては、組織の要として重要な役割を担うことから、新たな時代にマッチした職場管理手法や部下の育成・指導手法の習得を目的とした研修の充実を図ります。
- 研修成果を実際の業務に活用するため、研修で学んだ内容の業務への活用状況を一定期間経過後に職員に報告させるなど、研修成果をフォローアップする仕組みを構築します。
- 幅広い視野や柔軟な発想を持った人材の育成を図るため、大学や海外等への派遣研修、国や市町村との交流を引き続き推進します。

自己啓発の促進

職員の自己啓発を促すとともに、研修の効果を多くの職員に波及させる観点から、庁内イントラ情報システムの職員研修情報の充実を図るとともに、職員研修所研修の公開講座の拡大を図ります。

職員の能力の確認を踏まえた人材育成の推進

国の公務員制度改革で検討されている新たな評価制度の導入について研究を行い、職員の能力の確認を踏まえた研修等を通じ、能力の開発を推進できるよう検討します。

(注)：働く人の能力や適性の観点から見た職歴。また、それを形成するための職歴。

取 組 項 目	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度以降
職場研修の充実・強化					→
職員研修の充実・強化					→
自己啓発の促進					→
職員の能力の確認を踏まえた人材育成の推進					→

別 表

公 社 等 の 取 組 課 題 一 覧

《各公社等の共通の課題》	県職員の役職員就任の見直し 補助金・委託料の見直し 決算後の運営自己点検の確実な実施・公表 指定管理者制度の導入を踏まえた抜本的な見直し
--------------	---

《各公社等の個別の課題》

	法 人 名	取 組 課 題
1	(財)山形県消防協会	「県消防協会財政中期展望」の見直しを継続しながら、財政の健全化を着実に進め、事務局体制の自立について検討していく。
2	(財)山形県国際交流協会	民間ボランティア団体の育成等事業の重点化を図るとともに、必要に応じて中期経営計画を見直し、基本財産の取崩しを継続する。
3	(財)山形県生涯学習文化財団	中期経営計画の策定 必要に応じ基本財産の取崩しを行う。 県（本庁、総合支庁）市町村との機能分担を図る。
4	(社)山形県私立学校振興基金協会	中期経営計画の策定
5	(財)山形県総合社会福祉基金	中期経営計画の策定 自立的な運営の継続 県の関与のあり方を引き続き検討していく。
6	(財)山形県腎等臓器移植推進機構	事業の効率化を図るとともに、自立的な運営を進めていく。 中長期的に事務局の外部移転を検討する。
7	(財)山形県長寿社会推進機構	生涯学習文化財団及び県社会福祉協議会に事業統合の上、解散。 また、健康科学研究所は廃止。（予定）
8	(社福)山形県社会福祉事業団	中期経営計画の達成状況を踏まえながら、効率的な運営を図る。
9	(財)山形県生活衛生営業指導センター	中期経営計画を策定し、自立的・効率的な運営を図る。
10	(財)山形県国民年金福祉協会	
11	(財)山形県企業振興公社	中期経営計画に基づき、効率的な運営に努める。
12	山形県信用保証協会	経常支出の縮減に努め、事業の効率化を図りながら、健全な運営に努めていく。
13	(財)山形県産業技術振興機構	中期経営計画を策定し、効率的な運営を図る。
14	(財)山形大学産業研究所	山形大学の国立大学法人化を踏まえ、当該法人に対する県の関与のあり方を見直ししていく。
15	(財)山形県農業公社	山形県農業会議、(財)山形県農業振興機構との業務連携、共同事務局化を行い、効率的な事業運営に努める。 中期経営計画の策定
16	山形県漁業信用基金協会	引き続き経常収支の改善に努めていく。
17	(財)山形県農業振興機構	事業内容全般を点検の上、山形県農業会議、(財)山形県農業公社との業務連携、共同事務局化を行い、効率的な事業運営に努める。

18	(社)山形県青果物生産出荷安定基金協会	より効率的な資金運用に努め、中期経営計画を策定していく。 青果物消費拡大対策の推進方策の検討
19	(財)山形県畜産振興公社	県立蔵王西部牧場及び当該法人のあり方を抜本的に検討していく。
20	(社)山形県畜産協会	中期経営計画を策定し、効率的な運営を図る。
21	(社)山形県系統豚普及センター	事業の実施状況を踏まえながら、累積損失の解消の目途が立った段階で組織のあり方を抜本的に見直す。
22	(財)山形県水産振興協会	中期経営計画を踏まえ、事業の効率的な執行を推進する。
23	(財)山形県林業公社	(財)山形県林業公社経営検討会による経営改革案に基づく経営改善策を着実に実施していく。
24	(財)山形県みどり推進機構	中期経営計画の策定 基本財産の運用方法等や事業の点検・見直しを進め、効率的な運営を図る。
25	(財)山形県建設技術センター	業務の効率化、経費の節減等に一層取り組むとともに、中期的な事業及び組織のあり方を検討する。
26	山形県土地開発公社	道路公社及び住宅供給公社との統合を引き続き検討する。
27	山形鉄道(株)	経営改善計画を着実に実施し、経営の効率化を図る。 置賜地域全体の交通体系を踏まえつつ、中期的な事業及び組織のあり方を検討する。
28	山形ジェイアール直行特急保有(株)	引き続き効率的な経営に努める。
29	山形空港ビル(株)	中期経営計画の策定 健全経営の維持
30	庄内空港ビル(株)	中期経営計画の策定 健全経営の維持
31	(財)山形県総合運動都市公園公社	指定管理者制度の導入を踏まえ、組織体制と運営の見直しを図る。
32	(財)山形県下水道公社	引き続き、組織体制の見直しを図る。
33	山形県道路公社	土地開発公社及び住宅供給公社との統合を引き続き検討する。
34	山形県住宅供給公社	土地開発公社及び道路公社との統合を引き続き検討する。 地方住宅供給公社法の改正等の動向を踏まえ、事業及び組織のあり方について検討していく。
35	(財)山形県埋蔵文化財センター	引き続き、中期的な組織体制等の見直しを図る。 中期経営計画の策定
36	(財)山形県体育協会	中期経営計画の策定 自らの財政基盤の強化について検討する。
37	(財)山形県公営企業振興協会	指定管理者制度の導入を踏まえ、当財団の役割を再検討し、組織体制や事業内容を見直していく。
38	(株)山形県民ゴルフ場管理公社	引き続き、経費の節減に努め、指定管理者制度の導入を踏まえた経営のあり方について抜本的に見直していく。
39	(財)山形県暴力追放運動推進センター	中期経営計画を策定し、賛助金の増収等を図りながら、自らの財政基盤の強化を図る。

(財)山形県国民年金福祉協会は平成12年度から国の所管となっている。

山形県財政の中期展望

平成16年 2 月

総 務 部

1 はじめに

平成16年度一般会計当初予算は、山形県財政の中期展望（平成15年2月）で見込んだ財源不足額に加え、地方交付税等の削減により、600億円を超える財源不足が見込まれました。これに対し、予算要求に当たった部局枠設定方式の導入や、基金や特別会計資金の活用、県債の増発などの財源対策を講じることにより、402億円にまで圧縮しました（6ページ参照）。

今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の増嵩や、公債費の高止まりなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足が見込まれます。

また、「三位一体の改革」の進展によっては、平成17年度以降についても、平成16年度行われたような地方交付税削減が行われ、一層厳しい状況になることも考えられます。

このため、財政の中期試算を行い、見込まれる財源不足を解消し、持続可能な県財政の姿を展望するため、その対策も併せて示すものです。

2 試算の前提条件

1 試算する会計

試算は、一般会計を対象としました。

2 経済成長率

内閣府「構造改革と経済財政の中期展望 - 2003年度改定」における試算の前提となった名目成長率を用いました。

17年度：1.4%、18年度：2.1%、19年度：2.5%、20年度以降：2.9%

3 歳入

- (1) 「三位一体の改革」により、平成18年度までに4兆円の国庫支出金の削減と、それに伴う税源移譲が進むものとして試算しました。
- (2) 県税、地方交付税等の一般財源は、基本的に名目成長率と同じく伸びるものと仮定しました。
- (3) 国庫支出金、県債等の特定財源は歳出に連動するものとしてしました。

ただし、県債のうち臨時財政対策債については、試算の期間中制度が継続されるものと仮定し、別途試算しました。

4 歳出

平成16年度当初予算を基礎として、下記により試算しました。

- (1) 義務的経費については、現行制度による所要額を見込みました。
- (2) 一般行政費については、社会保障関係経費及び税等交付金（県税の伸びに連動）の増加を見込み、その他の経費は同額で見込みました。
- (3) 投資的経費については、内閣府「構造改革と経済財政の中期展望 - 2003年度改定」における試算の前提を用いました。

公共事業 各年度 3%、単独事業 各年度 5%

5 財源不足への対応

上記の前提条件で試算した結果生じる財源不足への対応は、後述のとおりです。

なお、後述する対応策は、現時点で想定されるものであり、社会経済情勢の変化や、地方財政制度の動向によっては、大きく変動するものです。

3 財政収支の見通しと財源不足への対応

1 財政収支の見通し（平成16年度～平成20年度までの5年間）

平成16年度に引き続き、毎年度多額の財源不足が見込まれ、平成17年度には調整基金が枯渇して財政赤字が発生し、その額は標準財政規模（約3,000億円）の5%（約150億円）を突破し、財政再建団体に転落する見込みとなります。

（単位：億円）

		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳入	県 税	958	971	1,056	1,083	1,114
	地方交付税 ¹	1,934	2,017	2,039	2,031	2,090
	国庫支出金	948	882	874	903	886
	県 債	877	829	835	841	853
	その他	1,132	1,120	1,120	1,122	1,128
	計 (A)	5,849	5,819	5,924	5,980	6,071
歳出	義務的経費	3,045	3,057	3,128	3,226	3,233
	人件費	1,819	1,797	1,825	1,856	1,829
	扶助費	180	197	208	216	218
	公債費	1,046	1,063	1,095	1,154	1,186
	一般行政費 ²	1,806	1,816	1,825	1,834	1,846
	投資的経費	1,400	1,359	1,319	1,281	1,244
	公共事業費	637	618	599	581	564
	単独事業費	446	424	403	382	363
	国直轄事業負担金	254	254	254	254	254
	その他	63	63	63	64	63
	計 (B)	6,251	6,232	6,272	6,341	6,323
財源不足額 (A-B)		402	413	348	361	252
調整基金残高 ・ 財政赤字		101	312	660	1,021	1,273

1 地方交付税には地方譲与税、地方特例交付金を含む。

2 一般行政費には繰出金、予備費を含む。

2 財源不足への対応

財政再建団体への転落を回避し、持続可能な財政運営を図っていくためには、財源不足の解消に向けて、歳入確保、歳出改革を徹底し、財政の健全化を進めていく必要があります。

歳入面では、利用の予定がない県有地の売却など財産の処分、果実運用型基金や特別会計の当面利用見込のない資金の活用、財源対策のための県債の発行があります。

歳出面では、内部努力による経費の節減、事業の選択と集中による徹底した事務事業の見直し、公共投資の縮減・重点化、公債費の平準化があります。

既に、平成16年度予算編成からこれらの対策に着手し、105億円の健全化策を講じたところですが、16年度中においてもさらに財源確保に努め、平成17年度予算編成につなげていきます。

17年度以降については、より一層の歳入確保と歳出改革に取り組みます。

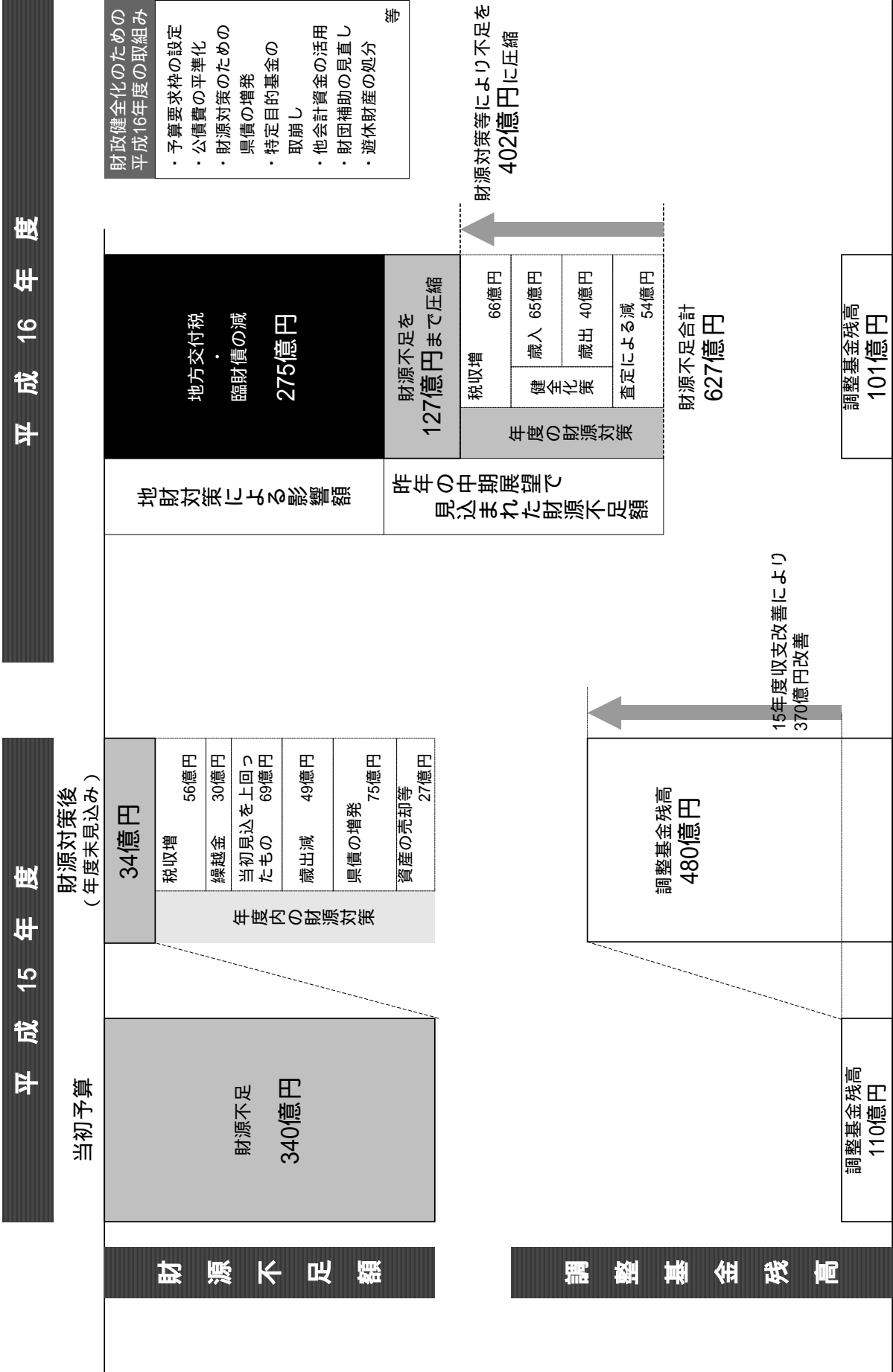
これらの目標を達成して、財政赤字の発生を回避し、持続可能な財政運営を目指します。

(単位：億円)

		平成16	平成17	平成18	平成19	平成20
財 源 不 足 額 (A)		402	413	348	361	252
歳入確保	遊 休 財 産 の 処 分	(3)	5	5		
	基金・特別会計資金の有効活用	(16)	15	5		
	財源対策のための県債発行	(45)	110	100	90	85
	計 (B)	(64)	130	110	90	85
歳出改革	事務事業の選択と集中 ・ 内部努力による経費の節減 ・ 徹底的な事務事業の見直し ・ 公共投資の縮減・重点化	(36)	100	150	200	200
	公 債 費 の 平 準 化	(5)	30	60	120	170
	計 (C)	(41)	130	210	320	370
合 計 (D=B+C)		(105)	260	320	410	455
対 策 後 の 調 整 基 金 残 高		101	48	20	69	272

なお、「三位一体の改革」により、地方交付税のもう一段の削減が行われた場合、この試算から、さらに財源不足の増加が予測されることから、これ以上の対策を講じる必要があります。

15年度・16年度予算編成における財源対策の状況



山形県行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 現下の厳しい行財政環境の中、新たな行政需要及び重要な県政課題に的確に対応しうる、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政運営システムを確立するため、山形県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 山形県行財政改革大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事及び出納長をもって充てる。

3 本部員は、知事部局の各部局長、危機管理監、各総合支庁長、企業管理者、病院事業管理者、議会事務局長、教育長及び警察本部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長のうちあらかじめ本部長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、本部会議に付議すべき事案の調査検討及び調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事長は総務部長をもって充て、副幹事長は総務部次長をもって充てる。

4 幹事は、知事部局の各部局次長（ただし、出納局にあつては総務課長）、総務部危機管理室長、総務部総合政策室長、各総合支庁総務企画部長、企業局次長、病院事業局次長、議会事務局次長、教育庁理事、警察本部警務部長、監査委員事務局監査第一課長、人事委員会事務局次長及び地方労働委員会事務局審査調整課長をもって充てる。

5 前項において、充てる職が複数の場合は、本部長が指名する者とする。

6 幹事長は、幹事会を総括する。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が座長となる。

(プロジェクトチーム)

第7条 幹事会に、特定の事項を調査検討させるため、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームに関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(事務局)

第8条 本部に、本部の庶務その他の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び事務局員をもって組織する。

3 事務局長は本部長が指名する者をもって充て、事務局員は総務部長が指名する者をもって充てる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。